

告示

埼玉県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
すずき歯科医院	富士見市ふじみ野東四一六―七	鈴木 哲朗	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和五年二月一日
こはるび薬局	草加市苗塚町四一八―一	有限会社フジメディコム	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和五年三月十五日
あすか薬局 花園店	所沢市花園三九―二	大洋薬品株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和五年一月一日